

# 会沢正志斎の神道論策

——特に「江湖負喧」を中心として——

水戸史学会会長

名 越 時 正

## はじめに

近来、全国都鄙を問はず大概の神社は清々しく復興し、祭礼も昔ながらに賑やかに行はれるやうになつた。そのやうな事からは、神道は今でも盛んであると言へやう。しかし、書店へ行くと仏教やキリスト教に比して神道に関する書物は、有るか無しの状態である。まして神道とは何かと聞かれて、はつきり答へられる日本人は果してどの位あるだらうか。

蒲生君平はその著「不恤緯」の序文の始めに「邦の大事は祀と戎とにあり」と記した。祀は神事祭礼、戎は軍事国防である。その国家の大事は二つながら我国の学校教育では、一面のみを強調して反対を強ひられるか、或は避けて教へられない。ことに国家神道は占領軍の一片の神道指令によつて解体され、反論さへ提唱されずに四十余年を経過した。ところが最近、葦津珍彦氏によつて「国家神道とは何だったのか」といふ根本的見直しが提唱されたことは、虚像を粉碎して神道人に勇気を与へるばかりでなく、思想界学界をも大きく揺がす快著と言ふべきであらう。

明治維新が一朝一夕に成つたものでないと同様、明治以来の神道も、王政復古と共に遽かに作り上げられたもので

はなかつた。もとより明治初年にあつては、玉松操や福羽美静たちの平田派国学、とくに大國隆正指導下の人たちの功績は動かせないにしても、それに先立つて、早くから神道の復興乃至神道革新に努力した国学や崎門学の先哲、或は必ずしも神道家と言はれない人達の純粹な祈り、深い思慮念願を忘れて、日本の神道を語ることは出来ない。

こゝに紹介しようとする水戸学派の神道も、その本源は義公光圀にあつた。光圀は儒学全盛の時代に、又仏教を保護してキリスト教対策の堤防とした幕府の近親でありながら、父頼房や伯父義直の感化を受けて神道を崇び、寛文六年から画期的な宗教改革を断行した。彼は「神道ハ神道、仏道ハ仏道、修験ハ修験、各其道を專にして他を混雜せざれ」と教へて、神仏分離、淫祠邪教の徹底的取り潰しを行ひ、特に名神大社の復興、神職や神社奉仕者の整備と勸学、一郷一社制、士民葬祭の指導と「葬祭儀略」の制定、藩士の墓地の提供の外、「神道集成」の編纂、更には実現出来なかつたが神武天皇陵廟の興造を企てるなど、神道の復興に力を注いだ。その祝文等を見ると古典に基づき、神祇令や延喜式を本據として本来の唯一宗源の神道に復帰することを念願としたやうである。それは当時の情勢の中では非常な勇気を要した事業であつたので、薨後には仏教勢力等時流の巻き返しを受けるが、寿蔵碑である梅里先生碑陰并銘には神霊の敬存を確信し、毎年元旦の皇居遥拝と、君臣の大義に関する遺訓は慶喜の大政奉還に至るまで確実に子孫に伝へられた。<sup>(1)</sup>

一方このやうにして掲げられた光圀の理想と目標が、百年を経て藤田幽谷に復活されると、明かに神道を根本とする「水戸学」はこの道を弘めて天下に及ぼすべく、率先して藩の改革を断行して内外の危機を打開しようとした。それは明治維新の先駆的事業であつて、これを指導した烈公斉昭の神道行政にも、又この小論で取り上げる会沢正志斎の神道論策、特に「江湖負喧」には、明治の神道の先蹤と見得ることが少くないのである。

## 一、会沢正志斎の神道論

会沢正志齋の学問思想や業績については既に周知の事と思はれるのでこれを省略して直ちに神道論に入るが、その基づく処は十歳の時に入門してから終生守り通した師藤田幽谷の教へにあつた。それは後年著はした「及門遺範」に、

先生尤も君臣の義を重んず。恒に人に語つて曰く。天祖統を垂れ、天孫繼承し、三器を奉じて以て宇内に照臨したまふ。皇統綿綿。天壤とともに窮り無きこと実に天祖命じたまふ所の如し。是れ神州の四海万国に冠たる所以にして、天祖天孫は固より天と一なり。世々相襲いで天津日高と号し、騰極之を日嗣と謂ふ。神天合一、殷周の天に配し、尚天と二たるを免かれざる者と同じからず。先生の国体を論ずる、其の大旨此の如し。蓋し義公の遺意を奉ずと云ふ。而して近時皇国学と称する者の荒唐不經の談は則ち亦取らざる所なり。

と述べてゐる通りである。その幽谷の教も「義公の遺意」を奉じたとする点特に注目される。

正志齋自身の神道に対する感激は二十七歳の頃から先づその詩に現はれるが、思想体系の根本として明示されたのは、やはり文政八年四十四歳の時、切迫する西洋勢力を憂へて天下の大計を論じた「新論」に始る。彼は形勢、虜情、守禦を論ずる前に上中下に分けて詳論した国体編と、最後の長計編は全て彼の神道論に基づくところである。それは前に述べた恩師幽谷の教へを祖述したものであるが、彼独自の発明工夫による所も少くない。例へば、

天祖の神器を伝へたまふや、特に宝鏡を祝ぎて曰く、「此を視まさんこと猶吾を視るがごとくせよ」と。而して万世奉祀し、以て天祖の神と為す。聖子神孫、宝鏡を仰ぎて影を其の中に見たまふとき、見たまふ所の者は即ち天祖の遺体にして、視たまふことは猶天祖を視たまふがごとし。是に於てか監薦の間、神人相感じて以て已むべからざれば、則ち其の遠きを追ひて孝を申べ、身を敬し徳を修めたまふこと、亦豈已むを得んや。父子の親敬くして至恩以て隆なり。(原漢文、以下同)

と説く如きは彼の著書に必ず特筆される所である。

彼は又祭祀を重んじて、

天祖は天にましまして下土を照臨したまひ、天孫は誠敬を下に尽くして、以て天祖に報じたまふ。治むる所の天職、代る所の天工、一として天祖に事へ奉る所以に非るものなし。山陵を秩し、祀典を崇び、其の誠敬を尽したまふ所以のもの、礼制大いに備はれり。而して其の本に報い祖を尊ぶの義は、大管に至りて極まれり。

と述べ、大管祭に関しては言を尽して詳論すること又彼の論著に必らず欠かさないものである。そして彼は天祖天孫のみならず、群神も又神明の胄として大祭に供奉し、天祖天孫に事へ、宗子・族人を集めて祭を主催して祖先に仕へたことから、「祭は以て政となり、政は以て教となる。教と政とは未だ管で分れて二と為らず」といふのが建国の大体であるとする。

かうして国体編上中下に説く所要約すれば敬神・尚武、愛民に帰するが、一たび歴史の現実を見ると、未だ曾て一度も革命を許さなかつたとは言へ、時勢の変、邪説の害によつて、「祖宗の訓は巫覡に乱され、仏に變ぜられ、陋儒・俗字に徴にせられ、左右言説して民心を滅裂し、而して君臣の義、父子の親は、則ち漠然として之を不問に置き、天人の大道果して悪くにある」と言ふ如きに加へて、近時に至つては西洋諸国競つて富国強兵に勉め、邪教を以て人を惑はし国土を侵奪しようとする危機に直面しては、

必ず国体を明らかにし、形勢を審かにし、虜情を察し、守禦を脩め、而して長計を立つるの五は、実に聖子神孫の皇祖天神に報ずる所以の大孝にして、而して幕府・邦君の天下を濟ひ無窮に施す所以の大忠なり。

と結び、この書を幽谷の手を経て藩主に呈し採用を祈つた。しかし藩主斉脩は幽谷に、忌諱に渉る所があるから門人子弟が写すのはよいが公刊すべきではない、と告げた為みだりに人に示さなかつたが、実際は門人写し伝へて藩外にも伝はり、志士達を發奮させるに至つたことは述べる迄も無いであらう。

しかし、実際に天下の注目を集めるに至つたのは、文政十二年藩主の座に着いた斉昭の改革が、光圀の遺業を継ぎ、

幽谷門下を登用して、直面する外患と多年の停滞腐敗を一新しようとするものであり、諸藩の為し得なかつた処を次に断行したことであらう。会沢正志齋も藤田東湖達と共にその学問見識を事に施し得たから、水戸学・天保学の名は日本革新の学として様々の反響を呼ぶやうになつた。小論の主題である正志齋の神道論策もこのやうな条件の中で伸展するのである。

公子時代から敬神家であつた斉昭は、当然ながら光圀の宗教改革を継承復活しようとして、天保元年には神官の学事を奨励する一方、領内の廃寺四十余を整理し、同三年には未刊の書「神道集成」を再訂完成して公布しようと東湖にその主任を命じた。この時正志齋も諮問に答へて、神道衰微の原因として神道家や神職の謬妄を挙げ、斉昭の盛挙に賛成した。<sup>(2)</sup>しかしこの事業は東湖の神道論形成には大きく役立つたが三年程で転役した為、成果は余りなかつた。更に斉昭は領内に神武天皇の神社建造を企て、幕府に上書して御陵の修復を促したが、共に成らなかつた。

このやうな気運の中で、正志齋は天保四年には「她彙編」を、翌五年には「草偃和言」を著はした。共に「新論」に較べれば小著であるが、「她彙編」は万民の為に神道や国体を平易に説いて、非常の国難に際して道を誤らぬことを期したもので、その中の「神道第三」には皇室の祭祀を説明し、「国体第二」には神皇正統記の文章そのままを借用して説いた。

注目すべきは「草偃和言」で、神祇令に見える朝廷の祭儀の他に、二月二十五日の菅公忌日、四月十七日の東照宮忌日、五月二十五日の楠贈左中将忌日、十月十六日の大織冠忌日、及び十二月六日の義公忌日等を加へた年中行事表を示して、それぞれ平易に解説を施したものである。そして朝廷祭祀も単なる説明に止らず、たとへば新嘗祭の条には、最後に、

諸国の人民今日かやうの大祭ある事をも知されども、今も 天神の播種せられし米穀を食て生活しながら其種を得たる源をも知らず 天神の賜ものを軽忽にせんハ恐るべき事にあらずや、されバ士民となく今日或ハ神社に詣

て或は親戚朋友会集して新穀を管<sup>ナ</sup>、共に 天神の深恩を謝し奉らん事を思ふべきなり。

と薦め、又楠贈左中将戦死の日には、「千古忠臣の第一等にして人倫の模範となり天下後世までも義士の氣を励ますべき」偉勲を偲び「貴賤となく此日に遇ては殊に同志の友をも求て相共に義を励し、其身の時所位に隨て国家に忠を尽さん事を談論思慮して風教の万一を助け奉るべき也」と教へてゐる。

「草偃和言」は「新論」「地彝編」の神道論を一般士民に普及させる為に著はしたもので、それは実践的に一步を踏み出したものといふべきであらう。

なほ、「新論」は天保元年に著者に無断で内々公刊されたが、「地彝編」は天保十四年に郷校時雍館で上梓され、「草偃和言」も同年郡奉行金子教孝が上梓を計画したばかりでなく、これを基にして藩の年中行事を編纂頒布しようとしたが、共に弘化の難に遭つて不可能となつた。

## 二、「江湖負喧」の成立

「草偃和言」の著述以後も正志齋は史館総裁として水戸藩の学問の柄を取りつつ著述を続けた。しかし神道に関する最大の課題は、弘道館創立の趣旨をいかに表明するかであつたが、館記草稿の任に當つたのは東湖であつて、正志齋は青山雲龍、佐藤一齋と共に草稿を修正する立場に立つた。この時因らずも東湖の神道観との相違が表面化したことは注目される。その最も大きいのは東湖が草案に「道者何。神州之所<sub>ニ</sub>固有<sub>ニ</sub>而生民云々」と記したのを、一齋、雲龍とともに「固有」の文字に反対し、「天之所<sub>レ</sub>叙、人之所以、自<sub>ニ</sub>鴻荒<sub>ニ</sub>以及<sub>ニ</sub>無窮<sub>ニ</sub>、凡在<sub>ニ</sub>宇内<sub>ニ</sub>者所<sub>レ</sub>不可<sub>ニ</sub>須臾離<sub>ニ</sub>也」と改正意見を出した。齊昭は「此三説ヲ合セ考ルニ、イカニモ固有ハ宣カラヌ。頻リニ神州ノモノトスルユヘ六ケシキナリ。シカシ恒蔵ノ説<sup>(全集)</sup>ノヤウニテハアマリヒロク、其上人之所由ト言タル上ニ須臾モ離ヘカラスト言テハ重ノヤウナリ。因テハ天地ノ大経ト改テハ如何アルヘキヤ」と述べて、その通り訂正された。些細なやうであるが、

明かに神道は固くか普遍かの相違が表はれたものである。<sup>(3)</sup>

ことに神道とシナ聖人の道の同異に関する論は、天保十三年十二月、正志齋が斉昭の命を受けて弘道館記の趣旨を解説した「退食間話」に、

其本とする所は神を敬し聖を崇ひ、神道は即ち聖道なり、聖道は即ち神道なりと心得て大道の本意を失はず云云。

と述べてゐることに端的に表はれてゐる。安政六年の「読葛花」に、

皇神ノ道ト聖人ノ道ト二ツアリト思フハ道ヲ知ラザルナリ。

と述べたのもそれであつて、この考へは終生変らなかつた。

しかし彼が次に著した「江湖負暄」は彼の神道論策として、従来の所論を数歩進めたものであるとともに、明治の神道を考へる上で注目すべきものと考へられる。しかるに、その著の成立年に關しては、正志齋の甥で、又門人でもあつた寺門謹の「正志齋先生略譜」に、

嘉永元年戊申、先生年六十七、江湖負暄、泰否炳鑒、泮林好音を稿す。

とあるだけで、他に拠るべき所はない。とすればその頃の彼は生涯中最も悲惨な逆境にあつた時である。尤もその非境は彼独りのものではなく、水戸藩始まつて以来の大禍難、いはゆる弘化甲辰の難の余焰によるもので、天保以来斉昭が進めて来た大改革は、弘化元年五月を以て幕府の敕命により殆んど停止され、斉昭はじめ補佐の家老数名、他に年寄戸田銀次郎（蓬軒）側用人藤田虎之介（東湖）、寺社奉行今井金右衛門（紐蘭）は、役儀取放塾居といふ敕刑に処せられ、その雪冤運動を起した者も次々に処罰を受けるに至つた。その原因についてここに述べる余裕は無いが、注目すべきは幕府が示した七ヶ条の嫌疑の内最も重大なのは水戸東照宮祭儀の改革と寺院破却の二条で、共に神道復興を目的とする社寺改革だつたことである。これは「江湖負暄」著述の前提として簡単に述べる必要があらう。

齊昭の社寺改革は前に述べたやうに襲封直後から天保五・六年に至る前期と、同十三年、幕府防海の令を機として、大砲鑄造の爲領内の梵鐘銅仏を供出させたことに始り、翌年齊昭が將軍から褒賞を受けたことに発奮して行った領内神社の改正、特にその七月東照宮の別当職を廃止し神官による唯一神道に改めた後期の事業とがある。そして特に厳しい改革は十四年九月に神社奉行に任命された今井金右衛門維典によつて断行された。今井は郡奉行と相談し、夜間の念仏講の禁止、位牌墓石の法名禁止、珠数経帷子の売買停止、廃寺等の破却、還俗の勸奨等によつて仏教を強圧する傍ら、神道興隆の爲、神社には社領を寄進し、僧徒・修験の神官改職を奨め、葬祭に関しては仏葬を廃して「葬祭式」に拠る自葬祭を奨励し、弘化元年三月には一郷一社制に基づき鎮守の神社に氏子帳を作らせて神官に管理させた。それは出生、死亡、婚姻等を指導監督する結果となるものであつた。

又、同年六月には各村神社へ祭田を附して祭儀の費用に充て、剰余は社倉を設けて備荒貯蓄に活用させる計画もあつた。又前述の如く「草偃和言」を基本とした藩の年中行事を作り、金子郡宰が同書を刊行しようとしたのもこの頃であつた。

この社寺改革は特に寺院僧侶の嗽々たる反対怨嗟を買ひ、士民の中にもその行き過ぎを批判する者があつたが、僧俗結託して幕府に讒する者があつた為に未曾有の弾圧となつたものと思はれる。<sup>4</sup>

しかし、齊昭に対する隠居謹慎は独断・驕慢といふ曖昧な理由によるものであり、相続した世子慶篤は十三歳の幼年で、藩政は幕府監督下に高松等三支藩の連枝による後見政治であつた為、藩の士民は無実の罪を雪がうと相次いで江戸に押しかけ、阿部老中や親藩に歎訴し、騒然たる状態となつた。この為更に処罰を受けるものが相次ぎ、当時の記録は隠居役替への処分を受けた者二百六十名を挙げてゐる。<sup>5</sup>その為藩政は空白化し、改革事業は殆んど停止された。社寺に關しても東照宮は旧制に復し還俗僧や改職修験は復職し、自葬祭は仏式に戻る他、仏事に關する禁令は全く空文化するのである。



このやうな中で弘道館も教職や学生の間に動搖の兆が見られた為、正志斎は弘化二年三月三日致仕を命ぜられ、隠居して憩斎と号し、家は長男璋が嗣いだ。ところが会沢総教の退職によつて学生や父兄は執政にその復職を要求したので動搖は一層拡大し、同役だつた青山延光(佩弦)や教授飛田逸民も引籠り、これに代つた保守派の教職員によつて儒教的教育のみが行はれた。

隠居した正志斎はしばらくは閑居して詩文に耽つてゐたが、翌年正月十四日、突如安島帶刀等八名の同志と共に、水戸城下仲町の今井維典の旧宅に幽閉された。それは藩主の一族松平頼諫(申之介)が無断出府して紀伊侯や三連枝に歎訴したことに関係したといふ理由だつたが、その幽室は今井宅を急遽改造して九箇の小独房を造り、一人づつ押籠めて錠を掛け、昼夜十数名の役人や配下の下士が監視するといふ嚴重なもので獄屋と変らず、三度の食事と火鉢一個だけが与へられるのみであつた。<sup>(6)</sup>

この獄舎の中で彼は翌春「孝経考」をまとめ、ついで論語の中の疑義を録しようとしたが、入獄以来筆硯を禁ぜられて著はすことができない。偶然袋の中に朱と藍の錠各一枚があつたのでそれを磁器で磨き、箸を割いて筆を作りやうやく二書を著はし、更に詩歌を集めて「風簷集」と題したが、幸に役人もこれを黙過したので筐裏に秘藏した、と「風簷集」の序に記してゐる。恐らくそのやうにして弘化四年には「説論日札」と「下学適言」を著はし、翌嘉永元年「江湖負暄」その他を著作したのであらう。

翌二年三月にやうやく三連枝の後見が廃せられて斉昭の参政が許されると、四月十四日正志斎も他の八名と共に帰家謹慎が許され、十一月二十九日になつて始めて出門も出来、自由な身となつたのである。

「江湖負暄」はこのやうにして著はされたのであるが、右のやうな事情の下であつたので、この書は殆んど人に知られることも無かつたやうで、現在もその写本は少く、後世の伝記・研究書にも殆んど紹介されることなく、紹介されても重視されるに至らなかつた。<sup>(7)</sup>

幸に昨昭和六十一年三月、『神道大系』「論説編、水戸学」の中に収録されたのは、校注者福田耕二郎氏が寺門謹の写本を往時写して所持されたからである。なほ写本は無窮会、尊溪閣文庫にも所蔵されてゐる。

### 三、「江湖負暄」の内容

これまで述べたやうな状勢と事情の中で、「江湖負暄」は著はされたが、その著作の理由を記した唯一の文章はその序文である。序文にははじめ次のやうにある。

神聖の鴻業を経綸したまふや、其の成功を安んぜず、而も未だ成らざる有るを慮りたまふ。上古大己貴・少彦名の二神、同寅功を亮け、相謂ひて曰はく、未だ成らざる所ありと。世伝へて以為へらく、深遠の旨有り。神世より以て人皇に迨び、列聖相承け、治化大成、蓋し皆憂慮したまふ所有り、而して小成を屑くせざるなり。若し夫れ之を西土に稽ふるに、其の帝王も亦其の治安を待まず、而して毎に國家の未だ平かならざるを以て憂と為す。唐虞の雍熙、堯舜蛮夷寇賊を以て憂と為す。成・康の治平、周・召相戒めて以て恤を明かにす。成王顧命して言へり、「弘く艱難を濟ふには憂患に生きて安樂に死するを念ふ」と。東照宮禍乱を戡定し、昇平の基を開く。而して深く外患を慮り、蛮夷の妖言を杜絶し、海外の動静を審察し、後嗣を戒むるに警備の懈る可からざるを以てす。而るに蛮夷の神州を窮ふこと殆んど三百年、近歳に至りて尤も甚し。或は辺裔を侵擾し、或は運輸を妨害し、潜かに民庶を誘ふ。(原漢文、名越和訳)

ここまで序文中の序文であつて、要するに西洋諸國の接近が我國にとつて最大の憂であることを言はんとする壮大な文辞である。それより彼が「新論」七篇を著し、先師を通じて藩主哀公に献じたが、公は所論に忌諱に渉る所ありといふ理由で、門人子弟間の書写は良いが公刊を禁ぜられたことを述べ、そこで、

安謹んで命を奉ず、且其の素志も亦我君の為に警言を陳ぶるに在りて世人と談説する所以に非ず。麴ち之を張中

に蔵し、敢て猥りに人に示さず、時に同志と其論を上下す。星霜二十、衰病日に加はり、恩命を蒙り、骸骨を賜ふ。江湖に逍遙して以て余年を終ふるを得。烟霞花鳥以て雅懷を暢べ、風雲月露以て吟詠に資し、世に遺して独立し、形骸を外にして陶然自ら楽しむ。(同前)

と新論著述より今日の隱居生活に至るまでを述べるが、いよいよこれから本書著作の已むを得ざる理由を開陳する。

然るに古人言へらく、江湖の遠きに居れば則ち其の君を憂へ、鞞跛の視立を忘れざるも亦必ずしも癡情已むを得ざる者無きに有らず。而して負暄の誠、君を愛するに眷々たるもの、地に入ると雖も忘るべからず。況んや其の未だ暝せざれば、竊かに憂ふる所のもの無きを得んや。則ち其の言を獻せんとするか、時不可なる者有り。迺ち姑く之を筆し、以て新論未だ盡さざる所の説を終へ、言ふ可きの時を俟つ。嗚呼天下未だ嘗て憂ふべきもの無きはあらず。能く其の憂ふべきを憂へ、神聖の神聖たる所以は、江湖の為に憂へなきの身と雖も、亦豈漠然として憂へ無きを得んや。而して負ふ所の暄、未だ必ずしも神聖憂ふる所の一端に非ずんばあらずと云ふ。(同前)

これが本書著作の理由であるが、江湖負暄といふ書名の意味もこの中に明らかである。すなはち「江湖」は宋の范仲淹(文正公)の岳陽樓記に「廟堂の高きに居れば其の民を憂へ、江湖の遠きに処れば則ち其君を憂ふ。是れ進んでも亦憂へ、退いても亦憂ふ。然らば則ち何れの時にして楽まんや。其れ必ず天下の憂に先だちて憂へ、天下の楽に後れて樂しむか」の意を含めて当時公職を退いた正志齋の胸中を表はした。「負暄」は「列子」に宋の田夫が温い日光を背に浴びて妻に語つた言葉「日の暄を負ふ、人知る者なし、以て吾君に獻ず」とあることから取つたものである。つまり正志齋が野に降つて憂へながら思索して得た論策をわが君に獻じようとして述べたものである。しかるに「時不可なる者あり」、幽囚中の身である彼が、幕禮を受けた斉昭に呈することは出来ないのに、言ふべき時の来るのを待たう、といふ意味である。一口に言へば「新論」の統編と言ふべきであらうか。

本書は三巻から成るが、先づ目次を見ると、

卷一

- 一、建国之大体、万世ト雖ドモ不可<sub>レ</sub>変、法制禁令時勢ニ因テ、交通アルベキ事トノ総論
- 一、天下怠惰ノ風ヲ振起スベキ事
- 一、無用ノ費ヲ省テ、有用ノ務ヲ成スベキ事
- 一、無用ノ人ヲ轉ジテ、有用ノ人トナスベキ事
- 附、民ノ良賤ヲ分チ并雜戸ノ制ヲ立ル事

卷二

- 一、無用ノ事ヲ變ジテ有用ノ業トナス事十條
- 其一、大小ノ諸家無用ノ事ヲ省キ、朝聘等ノ節ヲ制スル事
- 其二、奢多ヲ禁ジ、信義ヲ貴ビ、詐偽ヲ懲ス事
- 其三、僧侶ノ弊風ヲ改メ、佛意ヲ守リ民害トナラザラシムル事
- 其四、富国・強兵ノ説、士風ヲ励シ、將帥ヲ撰ム事
- 其五、驕兵ヲ沙汰スル事
- 其六、兵数ヲ増ス事
- 其七、訓練ヲ精クスル事
- 其八、屯戍ヲ設ケ并土兵ヲ参用スル事
- 其九、器械ヲ制シ、軍資ヲ備ル事
- 其十、糧食ヲ貯ル事

## 卷三

一、建国ノ大体ヲ明ニシテ、天下ノ人心ヲ一ニスル事四条

其一、祀典ヲ修メテ、天下ノ民ノ迷ヲ絶シムル事

其二、人皇ノ世ノ祖宗ノ祀典ヲ興シ、并諸国ノ名祠ヲ再興シ、名賢功德ノ神ヲモ祀典ニ列スル事

其三、皇親以下貴者ノ子女処置アルベキ事

其四、諸国神祠ノ制ヲ釐正スベキ事

とそれぞれ条目を立て、はじめに総論、続いて各論といふ形式をとつてゐる。

その目次でも分るやうに、私がこの小論で取り上げやうとするのは卷三であるが、その前に一・二巻について、その所論中注目すべき所を挙げよう。

卷一の総論、「建国之大体、万世ト雖ドモ不可<sub>レ</sub>変事」のことは勿論「新論」国体編に詳論したことと変らないが、世界の形勢としては特にイギリスのインド侵略やアヘン戦争を挙げて通商開始の危険性を論じ、又西洋諸国はキリスト教のみならず、科学技術や窮理の説を以て耳目を驚かし、近時頓に蘭学者が西洋風を欽慕するに至つたことを注目して、「故ニ今、先ニ戎虜ヲ防禦スベキ急務ヲ開列シテ、次ニ永久ノ長策トスベキ治教ノ大綱ヲ挙ル事左ノ如シ」として各論に入る。

各論の一は士民の眠りを覚し、何処に來航するか分らぬ外敵に対して、長崎のみならず全国の海防、中でも江戸周辺に嚴重の防備を講ずべきを述べ、第二には諸侯の参府、御暇、献上等の無用の礼や無用の国替へをはじめ、武士の年季奉公や日傭、無用の農作物、奢侈品の商売、僧侶・山伏・河原者・乞食等の無用の人を挙げ、又遊芸趣味享楽等あらゆる無用の事を挙げ、第三にそれらを活用する方法を述べて、「国郡ヲ有チナガラ宴安怠惰ニシテ、家中風俗悪ク、寇賊アリテモ防禦ノ用ヲナスニタラザルモノハ、隱居、或ハ封ヲ削リ、家格ヲ降シ、品ニヨリテハ所領ヲモ収公

セラルベシ」といふやうな秋霜烈日の論が展開される。

次に卷二には無用を有用化する為の工夫十ヶ条を論ずるが、その中には後宮の処分や、参覲の制を改めて沿海防禦の制に改めるとか、「都会ノ繁盛ヲ分散シテ諸国ヲ富貴ニスル事」など、忌憚なく意見を陳べ、其三の「僧侶ノ弊風ヲ改メ、仏意ヲ守リ民害トナラザラムル事」の条では「今ハ天下ノ寺教殆ド五十万ニ及ビ、驕僧ノ奢淫ハ古ニ百倍ス。……釈迦ヲシテ再生シテ、此アリサマヲ目撃セシメバ、其心中ニコレヲ喜ブベキヤ否ヤ」と痛論し、大宝の僧尼令を準示して、水戸藩が光圀以来封内の寺を破却し、斉昭が梵鐘を以て大砲を鑄造したことも、葬儀を僧の手から取上げたことも当然の事として弁護し、備禦の実用に充てることを論ずるなど「新論」には見ることできなかつた具體策を各条に従つて示してゐるのである。

#### 四、「江湖負暄」の神道論策

最も注目される卷三は、「建国ノ大体ヲ明ニシテ、天下ノ人心ヲ一ニスル事四条」の総論に始まるもので、それは「新論」国体上の終りの、

帝王の恃みて以て四海を保つ所以のものは天人の大道なり。其の文は変ずべく、其の義は易ふべからず。則ち神聖天地を經緯したまひ、億兆をして皆其の上に親しませて離るるに忍びざらしむる所以の意は、今日と雖も亦復行ふべからざるもの無し。今時勢の変や、邪説の害や、天下其の弊に勝へずと雖も、而も之を更張作新せんと欲せば、之に処する処以の方如何を顧みるのみ。(原漢文)

に対応して、その具體策を論ずるものであらう。しかし其一のごときは、「新論」よりも「草假和言」の具体的展開といふべきであらうか。すなはち「祀典ヲ修メテ天下ノ民ノ迷ヲ絶シム事」では、「古ハ礼モ政モ天下トコレヲ共ニシ、朝廷ヨリ民庶ニ至ルマデ礼意徧ク行レテ上下一体也。故ニ上ニ礼アレバ、政ヲ以テ是ヲ導キテ下ニ通行ス」とい

ふ古代の祭政一致の制を復活して民心を一にすべしといふ策であつて、大嘗祭の如きも蒼生と共に生殺の本に報ひられる事であるから「祭ノ日ニハ天下大小ノ神ヘモ幣ヲ薦メ、祭終テ各国ヘ頒チ、其神社ヘ奉ル」やうにすべきことを論じ、祈年祭以下の祭にも及ぼすのである。

注目すべきは、僧侶でも最澄・空海・親鸞・日蓮等の高僧は末流と異るとし、「天下ノ人心伊勢以下ノ諸神ヲ崇敬スル事ヲ忘レズ。人心ニ染込タル事ノ変ズベカラザル」ものがあるから、「慶長・寛永ノ時、邪宗ヲ拒グ事ヲ仏徒ニ任セラシハ、一旦権宜ノ奇策ニテ、速効アリシカドモ、永久ノ大本ヲ立ツルノ道ニ非ズ」と幕府の仏教保護策を批判した上で、「都テ天下ノ人ニハ、神明ヲ信仰スル者モ、仏陀ヲ信仰スル者モアリテ、何レナリトモ我心ニ信ズル処サヘアレバ、戎狄ノ邪神ヲ信ズル事ナキ理リナレバ、邪宗ヲ糾察スル事モ、神官ト僧侶ト並ビ行レテ、相悖ラザル様ニ活法ヲ設ベキ事也」と、邪教防衛の爲には神仏協同の必要を説いてゐることである。これは又、水戸藩の排仏的政策をも暗に批判してゐるかに思はれる。しかし正志齋は神官に対しても厳しく、「但シ神官モ輓近ノ弊風ニ泥ミ、巫覡ノ風ニノミ流ルル旧習ニテハ、人心ヲ正スル事アタハズ。前ニ云ル如ク、神明ノ忠孝ノ大訓ト、民命ヲ重シ給ヒシ深恩トヲ曉知テ、立教ノ深意ヲ不レ失シテ、民心ヲ純正ニ帰セシムベシ。」といふのは、正志齋のみならず水戸学派共通の神官論である。

次に其二として、「人皇ノ世ノ祖宗ノ祀典ヲ興シ、并諸国ノ名祠ヲ再興シ、名賢功德ノ神ヲモ祀典ニ列スル事」に一段と彼の卓見を伺ふことができる。この条は「新論」長計編に「神武天皇の天下を平定し給ひ、崇神天皇の四方を経営し給ひ、天智天皇の区宇を再造し給ひしが如きは、盛大なる闕典ならずや。佛法の行はるるや、葬祭皆之に拠る。故に歴朝の祀而して廟祀の以て功德に報ずる無きは、豈大なる闕典ならずや。仏法の行はるるや、葬祭皆之に拠る。故に歴朝の祀礼、親属未だ尽きざるも亦且廟無し」と歎じ、又更には「古より皇子・皇孫・名臣賢士、其の功烈後に垂れ、忠孝世に顕はるる者、或は未だ尽くは祀典に列せず。其の子孫も亦或は漂零沈淪して血食するを得ざるも亦闕典なり」と論

じたことを、今や具体的に案を立てて闕典を修補しようとするものである。而も神武天皇に關しては早く水戸の光圀が念願し、近くは斉昭が陵墓の地を探究して修陵を建議したことでもあるから、正志齋の志はその繼承と実現にある。更にその上本書では、神武天皇は畝傍山の近辺に地勢を卜相して神宮を營建する外、崇神天皇の大功は神武天皇に次ぐものとして廟を纏向の地に、応神天皇は儒教を採用せられた聖徳を尊び、既に菅崎八幡が宗廟であるから新造には及ばず、しかし五年に一度でも孝経を八幡宮から頒布する等を提案し、天智天皇には中興の業を建て給ふた大功に報いん為に滋賀の旧都か山科の陵地に神宮を建てんことを述べてゐる。

次に古今功德名賢の祀については、鎌足の多武峯、菅公の北野、家康の日光のやうに既に奉祀されてゐるものは「大祠」に列し、その他は中祠・小祠と段階をつけ、例へば坂上田村麿は伊勢の鈴鹿に、阿倍比羅夫は蝦夷のシリベツに、楠氏は河内、新田は上毛、菊池は肥後、名和は伯耆、北畠は伊勢、万里小路は岩倉などに奉祀し、更には井伊・本多・酒井・大久保等の名家や国主・城主も先祖の祠を幕府の許可を得て祀るべしと述べてゐることは先見の明であらう。

其三の「皇親以下貴者ノ子女処置アルベキ事」は、熊沢蕃山、新井白石、中井竹山等の論を拡大して、「神道ヲ興隆セラレンニハ、祭主・神官等ノ制モ一等重クシテ、伊勢ヲ始トシテ、名祠・大社ハ親王・諸王以下ソレゾレニ統攝セラルベシ」とし、五世以下についてもそれぞれ処遇の途を講じて居り、その財政面については宜しき処置あるべきを、「僅ノ費用ヲ吝ニシテ、天生ノ繁茂ヲ剪ル事、臣子ノ言ベキ処ニ非ズ。不義不忠ノ甚キ也」と述べる。この論は諸寺の本寺に法親王を配しながら、神国の名神大社に親王の奉祀されること一社も無いのは冠履転倒の事とし、伊勢神宮はじめ神武天皇・崇神天皇・応神天皇・天智天皇の神宮は親王の奉仕、諸国一の宮は諸王、以下の名神は五世王以下とし、宮司神官の上に在つて神に仕へるやうにといふ工夫である。その外王女等の場合も一論を立ててゐる。

最も興味を引くのは其四の「諸国神祠ノ制ヲ釐正スベキ事」と題する神社制度の改革である。



その一は神社の紀綱の確立で、仏寺に本寺末寺あるやうに統治管轄の制度として、伊勢内宮が諸国の神を統べることは勿論、各国では一の宮を総社として諸社を統治し、地方の名神大社は近辺の小社を管し、社寺奉行の禁令伝達に当る。

その二は光圀が制した一郷一社制のごとく、村毎に鎮守の神を立て、淫祠は全て廃し、奉仕は必ず神官と定めて僧侶の奉仕を禁ずること。

その三は神社の村落指導の体制で神事祭礼は勿論であるがこの世話を老人に託し、若者の無頼放逸、博奕淫乱を許さず、敬老の風を興すこと。又出産・婚嫁・養子等は神前で行ひ、凶荒対策としては社倉を設け、児童の教育、訴訟・陳謝等も神官が掌ること。ことに水戸藩で実施したやうな鎮守免、氏子帳の制を立て、氏子帳は寛永系図や水府系纂等を範として祖先から本人の生年月日はじめ終身のことを記して系図のやうに書き継いで神社に蔵し、神官が管理すること。冠婚葬祭の札を立て葬祭は光圀が瑞竜の水戸家の制を立て、藩士に墓地を与へ「葬祭儀略」を編したことを弘めて天下に及ぼすべきだとしてゐる。なほ賞罰評価は神官ばかりでなく、僧侶も五戒を守り、国法を畏れ、治教を妨げず、貨財を貪らず、民害をなさず、柔和忍辱を主として教化に当ることを認めてゐる。

以上が「江湖負暄」卷三の概略であるが、細部に關しては本文によつて拙論の粗略を補正していただきたい。

## 五、「江湖負暄」の影響と意義

本書の最尾に、著者は結語として、西洋は遠大の略を懐き神と天とを一にして人心を結ぶ。其の説は邪僻であるが治術は聖人の意に暗合する処ある故に其の勢ひは日々に張大である。しかるに、我国には至正至当の道が備つてゐるのに、これを高閣に束ね、施設の方を戎虜に偷まれ、邪道によつて我民を惑はす材料とされることは甚だ恥づべきである。今我が神代以来人心固有の正大光明なる道を明にして人心を一和させることが出来るならば、太陽が昇つて籐

り火が見えなくなるやうに、西洋の謀略も行ひ得なくなるだらう。といふ趣旨を述べてゐる。

これが正志齋の念願であるならば、彼はその後どのやうにしてこの論策の実現に勉めたのであらうか。弘化甲辰の禍難は却つて天下有志の同情を集め、斉昭以下水戸の名士たちの声望も高まる中で、正志齋は嘉永六年七十二歳で弘道館教授に復職し、安政二年二月七十四歳の時には教授頭取（総教）に任ぜられ、八月には將軍に謁してその学問を賞せられた。ペリー来航による非常事態が水戸学派の使命を高めたのである。安政四年には「新論」もはじめて江戸で公刊された。その他の書も筆写本公刊本が諸藩に伝播されて大きな反響を呼んだ。しかるに「江湖負喧」は藩内において、又諸藩においてもその明らかな反応や影響と確認できるものを見ない。正志齋は文久三年七月十四日、八十二歳で歿するが、その後現在に至るまで、殆んど埋もれた状態のやうであつた。なほ、この書以上の改革論策が他に著はされたことも余りなく、強いて言へば、文久二年の「時務策」があるが、それは慶喜に呈した開国論であつて神道論ではない。

ところが、この論策の一部ではあるが、極めて類似してゐて或は間接的影響ではないかと思はれるものが、真木和泉守の建議書の中に存する。その一は安政五年以前に構想されて文久元年に野々宮卿への上書に附したとされる有名な「経緯愚説」の一節である。「経緯愚説」が「新論」や「姉葬編」を根本として構想されたことは、和泉守研究の第一人者である小川常人氏が「真木和泉守の研究」その他で述べてゐられる。

その一節とは緯の第四条で、

一、古来の忠臣義士に神号を賜ひ、或は贈位贈官、或は其子孫を祿する事

忠義の魂魄を冥々の中に感動し、節烈の心志を目前に奮発せしむるは此一挙にあり。さし当り攘夷の事より起りたれば、先づ外征に功烈ある崇神天皇、応神天皇、神功皇后の山陵に奉幣し、武内命はじめ歴代三韓にて功績節義あるは神号を賜ひて祠を建、藤原隆家、北條時宗、河野通有、菊池某、序に南北朝時代の忠臣義士、楠氏を始

め、足助重範如きに至るまで、尽く官位を贈り其墓あるは墓に、勅使を以て事を告げ、此節の攘夷に冥々より力を添ふべき宣命など賜ふべし。又当時其子孫の列藩に在りて士大夫たるは、朝廷に召して其事を命ぜらるるもよろし。庶人など落魄したるは、召して梟士に列せらるるも、又遙に賞物を賜はるも可なるべし。

といふ議である。これを卷三の其二と比較するとき、小異はあつても大旨は殆んど同じであらう。

類似的論は他にもある。文久二年閏八月以降年末迄の執筆とされる「維新秘策」は藩政に関する雄大で詳細な改革論であるが、その中に見える和泉守の神社改革論は「江湖負暄」中のそれと殆んど同じと言つてよからう。先づは一郷一社制による神社の機構機能について、

一、政教ともに挙り一國の風俗淳厚に人心優美なるに術あり。其内に社倉の一件遽に施工しがたけれども、是尤大事なれば何事よりも此事を奨励すべき事と思ふなり。先づ一村一社の制を正し、神殿を神明作りに横二間入り一間ばかりに小さく建立、廻りは瑞垣をゆひ、拝殿は村の大小による事なれど大凡横六間入り二間半位に建立し、中二間を拝殿とし、左二間を座敷の様にし、右貳間を台所の様にす。此拝殿を一村の役所同様にして、祭祀は勿論属民読法或は郡官出役の時の座敷にも致し、或村民先祖祭をも拝殿にて何事も村中の人氣此所に依る仕掛たるべし。拝殿の左少し退きて社家之宅を建、塾として村童八歳已上筆算を教へ、其手習之文言は新に製して忠孝之大義を述べ、十五歳已上之者を折々夜分にても会筵を開き講釈すべし。

と極めて詳細で、この他武庫や額のこと、村民の賞罰、社田の耕作収納にも及び、更には、

一、村社に氏子帳と云ものを造りて神殿をさめ置、宮參の時此帳に付くべし。是一村一社の人民は村神の氏子にて、周礼保息六の教の係る所、此上なき大事なり。此帳を厳正にする時は邪教の禁行はれ、人心の感なきなり。

迂遠の事としてゆるがせにすることなかれ。

と述べる所は正志齋の所説であると共に水戸藩の実施した事でもある。ことに次の、

一、公家の御墓所は葦尾筋か上妻山にて清高徹の地を占めて追々に可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>移。是等は水府の制可<sub>レ</sub>取也。

一、喪祭の事は速に改め度事なり。水府の制は勿論、会津薩摩の法まじへ取るに足れり。

のごときは明かに水戸を範とするを明言し、

一、士家の墓所は御城下近村平山の地撰み可<sub>レ</sub>相渡、是所本俗の趣意大切なり。

一、社家の神葬は願之通り速に被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>度事なり。(下略)

一、梵鐘を鑄直し銃砲に致し候事は昔日勅諭も有<sub>レ</sub>之事に付、今更別段御願にも及ぶ間敷、且僧侶へ申論し還俗  
為<sub>レ</sub>仕候節は併寺致し、寺觀材は総て舟船之内道具に相成可<sub>レ</sub>申事情を能々論し、速に執行候はば、人氣騒立  
之禍無<sub>レ</sub>之、却て振作之為にも可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候。

等も水戸藩の前例と無関係ではなからう。又、

一、元正に君公越之謙信像御拜之由。是は可<sub>レ</sub>廢也。先づ第一に遥に朝拜之礼、次に神宮・高良山・祇園社等御遥  
拜之礼あり度也。御廟拜は同日晝後か二日早朝か直に御参詣有<sub>レ</sub>之度事也。

の中に、水戸藩歴代が毎年元旦実施した皇居遥拜(天拜)を勧めてゐることも注目される。

その他は省略するが、右の深い関連性について第一に考慮すべきは、真木和泉守は曾て弘化元年七月、七日間程で  
あるが水戸に遊学し、直接正志斎に面会してその教へを受け、師弟の契りを結んだ。その後は著書により文通により  
門人として教へを奉ずるのみならず、これを基本として幕末非常の時、王政復古を実現すべく肝膽を砕き、終には元  
治元年七月二十一日一門と共に天王山において道に殉じたことである。正志斎も「其人志気俊爽器識有り、善く古今  
情勢を談ず」とその俊邁を愛し、来水中四度面談したが、その中の一日は門人で神職の小川修理が正志斎の塾に來訪  
した為、わざわざ和泉守を招いて紹介し、夜も塾への宿泊を許した程であつた。丁度甲辰の難の直後であつた為和泉  
守は師の為に遠慮する所があつたが、小川を交へての会談には社寺改革に及んだことが推察される。

これらを考慮するとき、和泉守は水田幽閉中であつても何人かによつて「江湖負暄」を届けられたことはあり得るであらうが、たとひそれが無かつたとしても、「新論」「草偃和言」等に通じてゐた和泉守は水戸において正志斎や小川修理と社寺行政のあり方を論議したか、又その後何らかの方法によつて恩師の論策を知る機会を得たといふことも推察される。従つて和泉守が建議した所は正志斎に負ふ所多大であつて、これを「江湖負暄」の広義の影響と考へることは決して誤りであるとは言へないであらう。現在真木家或は水天宮に其の書が見えないことは、それだけで影響を否定する根拠にはなるまい。

なほ「江湖負暄」の文中に、「各国皆我義公ノ定ラレシ如ク一郷一社ノ制ノ如クニシテ」とか、「我常陸ニモ近比鎮守免ト云事有リテ」とか、「近年我水藩ニテ寺々ヨリ二六ノ時ヲ撞カザル無用ノ鐘ヲ上リテ」といふ如く、水戸藩のことを挙げて説いてゐることは、もともと本書著作の目的が、藩内よりも藩外において有志英傑の目に触れ、何時の日かその実現に至る夢を描いてゐたであらうと思はれる。従つてこの著が和泉守以外の人物によつて然るべき筋に建議され、一部なりともやがて実現を見るに至つたことも、又否定できないであらう。<sup>(8)</sup>

## をはりに

以上述べて来た会沢正志斎の神道論策は、古典とわが国古代の祭政一致の制や律令制度の中に、神道を中心とした日本本来の姿を探究し、それが儒教倫理とも合致する大道であること確信する一方、中世以来儒仏等によつて純粹性を失つて人心の混乱を来しつつも、外国の如き革命に至らず、国体を敲守した所以を尊び、北畠親房や光圀以来の水戸藩先哲の遺教を継ぎ、西洋列強の世界制覇の勢に直面して、光輝ある国脈を護るべき唯一無二の依拠として主張したものであつた。

その思想には、儒教の価値判断をめぐつて国学者との間に論争を生み、同学派内でも、藤田東湖、吉田活堂との間

に若干の相違を生じ、又他藩有志との間や嘉永以降の水戸藩志士との間には、徳川家康以下幕府の功罪をめぐつて大きな開きを見るに至る要素があつたにも拘はらず、国体の根本として神道の復活普及に果した役割、特に真木和泉守や吉田松陰を首とする諸藩の志士草莽を自覚奮起せしめ、明治維新への途を推進した力は覆へないものがあつたと言へやう。

其の徴驗として、彼が論策の中に掲げた理想は幕末の時勢の急速な展開の中で、各地で楠公祭や楠公社の建立、更には朝廷への建議となり、早くも明治元年四月二十一日には楠木正成の祠宇を湊川に営み、神号を追諡し、其子正行以下をも配祀する為の造宮料下賜の勅を拜し、神仏分離は鹿兒島・津和野藩等において慶応以来実施されたが、明治元年三月には神仏混淆を禁じ、諸国大小の神社の社僧を復飾させ、権現や牛頭天王等の仏語を神号とする由緒を提出させ、仏像を神体とすることを禁ずる達が神祇事務局から発せられた。神祇官の復活も安政五年頃から次第に熱烈に建議されて王政復古以来機構が整へられた。そして明治元年十月十七日、天皇が大宮の水川神社に参拜された際には、将に先づ祀典を興して綱紀を張り、以て祭政一致の道に復す也

との詔が発せられ、水川神社は武蔵の鎮守として奉幣使が派遣される例を開いた。

その他崇徳天皇の神霊を白峯宮に奉迎したことを始め、承久の三天皇の神霊も逕幸して水無瀬宮に祀られ、神武天皇橿原神宮も明治二十二年有志の請願があつて、翌年宮号宣下があり鎮座することになつた。その他の神社に関する諸事業は、決して正志齋独りの念願ではなかつたが、少くとも彼の論策の大半は達成されたことを考へるとき、明治以来の国家神道は、その由来遙かに遠いことを知ることが出来やう。

問題は政治・教育・風俗等が西洋近代文明を採用することによつて生じた歪みにあつたことを反省し、国家が神道を保護して国民に強制したのではなく、古来異端の迫害を受けながらも、神道を唯一絶対の支へとして国家を護持して来た勝れた先人の苦心に報いることにあるのではないか。

- (1) 名越「水戸学派における神道論の形成」(『水戸学の研究』所収)  
 同「水戸光圀と神道」(『水戸光圀とその餘光』所収)
- (2) 「神道集成」の再訂は東潮によつて「神道備考」の編纂と變つたが、それも完成に至らず、その研究の成果は「弘道館記」やその「述義」の中に見られる。
- (註1参照) 正志斎の意見は福田耕二郎氏蔵「神書御取調御懸ケ之儀中上候覚」の写本に見える。
- (3) 『水戸藩史料』別記下卷十七の「弘道館」条
- (4) 同右、卷十三「社寺改正」。井野辺茂雄氏『幕末史の研究』所収。「水戸藩の廢仏毀釈」
- (5) (6) 筆者所蔵「篠有誠筆記」
- (7) 瀬谷義彦氏『会沢正志斎』。荒川久寿男氏『宇内の大理』に僅かに述べられてゐる。
- (8) 真木和泉守の建議は『真木和泉守遺文』に拠つた。  
 なお小川常人氏は「真木和泉守の経緯愚説と水戸学」(『水戸史学』第四号)「幕末久留米藩の水戸学派」(同上第十一・十二号)等に和泉守と水戸学について詳論して居られる。
- (9) 『神道講座』付録の阪本健一氏「明治神道史」、並びに『明治天皇紀』等に拠る。  
 拙論の執筆に當つて、はじめて「江湖負喧」を『神道大系』に収めて公けにされた福田耕二郎氏、及び幕末明治の神道に關する諸氏の研究を紹介された照沼好文氏に深謝の意を捧げるものである。